

## 提案書作成要領

本業務における提案書作成要領は次のとおりです。

### 1 件名

令和7年度GRC推進体制アドバイザー委託

### 2 業務内容

別紙業務説明資料のとおり

業務価格（上限）は10,000千円（税込）です。

### 3 提案資格

本プロポーザルの提案資格を有する者は、次に掲げる条件を全て満たすこととします。

- (1) 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。
- (2) 令和5・6年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において、営業種目「各種調査企画」を1位で登録しており、かつ、細目Bの「コンサルティング（建設コンサル等を除く）」を登録している者であること。
- (3) 参加意向申出書提出期限から受託候補者特定の日までの間のいずれかの日において、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本業務もしくはこれと同種・類似の業務の実績を有するものであること。

### 4 参加に係る手続き

本プロポーザルに参加を希望する場合は、次により書類の提出をお願いします。

#### (1) 提出書類

参加意向申出書（様式1）

#### (2) 提出期限

令和7年2月17日（月）午後5時まで（必着）

#### (3) 提出先

横浜市教育委員会事務局 総務課 担当 平戸、武藤

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

電子メール：ky-somu@city.yokohama.lg.jp

電話番号：045(671)3240

#### (4) 提出方法

持参、郵送又は電子メール（ただし、持参以外は送付後電話連絡を行ってください）

#### (5) 提案資格確認結果の通知

参加意向申出書を提出した者のうち、提案資格が認められた者及び認められなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。

##### ア 通知日

令和7年2月21日（金）午後5時までに行います。

##### イ その他

提案資格が認められなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により提案が認められなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければなりません。

本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

## 5 質問書の提出

本要領等の内容について疑義のある場合は、次により質問書（様式2）の提出をお願いします。  
質問内容及び回答については、提案資格を満たす者であることを確認した全者に通知します。

なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

- (1) 提出期限  
令和7年2月28日（木）午後5時まで（必着）
- (2) 提出先  
横浜市教育委員会事務局 総務課 担当 平戸、武藤  
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目 50 番地 10  
電子メール：ky-somu@city.yokohama.lg.jp  
電話番号：045(671)3240
- (3) 提出方法  
電子メール（質問書は Word 形式。また電子メール送信後、電話連絡を行ってください）。
- (4) 回答日及び方法  
令和7年3月5日（水）午後5時までにホームページに掲載します。

## 6 提案書の書式及び内容等

- (1) 書式
  - ア 提案書は、A4判・縦版・横書き・左とじとします。両面印刷も可とします。
  - イ 提案書の正本の1枚目には指定の表紙（様式3）を添付してください。
  - ウ 提出部数は11部（正本((2)記載事項ア～ク)1部、副本((2)記載事項ウ～ク)10部）です。
- (2) 記載事項  
提案書については、次の項目に関する提案を所定の様式に記載してください。
  - ア 提案書表紙（様式3）
  - イ 会社概要（様式4-1）
  - ウ 業務実績（受託企業）（様式4-2）
  - エ 業務実績（業務担当者）（様式4-3）
  - オ 業務実施方針（様式4-4）
  - カ 業務実施手法（様式4-5）
  - キ 業務実施体制（様式4-6）
  - ク 参考見積書（様式5（表紙）・内訳書はページ数指定なし）
- (3) 留意点
  - ア 提案書（表紙を除く）には全てのページにおいて、会社名及び会社のロゴ等を記載しないでください。
  - イ 提案は、考え方を文書や図表を用いて簡潔に記載してください。
  - ウ 文字は注記等を除き、原則10.5ポイント以上の大きさとしてください。
- (4) 提出期限  
令和7年3月12日（水）午後5時まで（必着）
- (5) 提出先  
横浜市教育委員会事務局 総務課 担当 平戸、武藤  
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目 50 番地 10  
電子メール：ky-somu@city.yokohama.lg.jp  
電話番号：045(671)3240
- (6) 提出方法  
持参または郵送（郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送してください。  
また郵送後、電話連絡を行ってください）

## 7 提案書の内容に関するヒアリング

次のとおり、提案内容に関するヒアリングを行います（詳細は別途お知らせします）。

- (1) 実施日時  
令和7年3月21日（金）頃を予定
- (2) 実施場所  
横浜市役所会議室（横浜市中区本町6丁目50番地の10）
- (3) 出席者  
運営責任者及び担当者等を含む3名以内としてください。

## 8 プロポーザルに係る審議

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

名 称	教育委員会事務局第二入札参加資格審査・指名業者選定委員会	令和7年度GRC推進体制アドバイザー委託に係るプロポーザル評価委員会
所掌事務	プロポーザルの実施、受託候補者の選定に関すること	プロポーザルの評価に関すること
委 員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会事務局 総務部長</li> <li>・同 総務課長</li> <li>・同 経理係長</li> <li>・同 教育政策推進課長</li> <li>・同 健康教育・食育課長</li> <li>・同 生涯学習文化財課長</li> <li>・同 教育施設課長</li> <li>・同 小中学校企画課情報教育担当課長</li> </ul> （計8名）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会事務局 教育政策推進課長</li> <li>・同 職員課長</li> <li>・同 教職員人事課長</li> <li>・同 小中学校企画課長</li> <li>・同 健康教育・食育課長</li> <li>・同 東部学校教育事務所 指導主事室長</li> <li>・同 中央図書館 企画運営課長</li> </ul> （計7名）

## 9 評価基準

提案書評価基準のとおり

## 10 その他

- (1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、提出者の負担とします。
- (2) 無効となるプロポーザル
  - ア 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
  - イ 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
  - ウ 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
  - エ 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
  - オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
  - カ 虚偽の内容が記載されているもの
  - キ 本プロポーザルに関して委員会委員との接触があった者
  - ク ヒアリングに出席しなかった者
- (3) 特定・非特定の通知
 

特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければなりません。

本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

(4) 手続において仕様する言語及び通貨

ア 言語：日本語

イ 通貨：日本国通貨

(5) 契約書作成の要否

契約書の作成を要します。

(6) プロポーザルの取扱

ア 提出された書類は、プロポーザルの特定以外、提出者に無断で使用しないものとしますが、公正性・透明性を期すために、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。

イ 提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。

ウ 提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。書類提出後に辞退をする場合は、辞退届（様式6）を提出してください（提出前に電話連絡を行ってください）。

エ プロポーザルに虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、本市各局の業者選定委員会において選定を見合わせる場合があります。

カ 提出された書類は返却しません。

(7) その他

ア プロポーザルの実施のために本市において作成した資料は、本市の了解なく公表、使用することはできません。

イ プロポーザルは受託候補者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。

ウ プロポーザルの提出は、1者につき1案のみとします。

エ 選定されたプロポーザルを提出した応募者とは、後日、本要請書及び特定されたプロポーザル等に基づき、本市の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。

なお、業務委託条件・仕様書等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。

オ 参加意向申出書の提出期限後、受託候補者の特定の日までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。また、受託候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続を行います。

カ 業務価格（上限）は10,000千円（税込）です。提案書提出時には参考見積書を提出するものとします。

キ 本業務は令和7年度予算が横浜市議会において議決されることを停止条件とする案件で、事業の実施を確約するものではありません。